新潟県

新潟県報

発　行　　新　潟　県

号　外　1

平成26年３月２日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

条　　例

1　新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（消費者行政課）
2　新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
3　新潟県農業構造改革支援基金条例（地域農政推進課）
4　新潟県港湾管理条例等の一部を改正する条例（港湾整備課）
5　新潟県入港料条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
6　新潟県柏崎マリーナ条例の一部を改正する条例（港湾整備課）

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第１号）

１　基金の設置期間の延長

消費生活に関する相談が複雑化するとともに、高度な専門知識が必要とされる相談が増加していることに鑑み、相談のための窓口の機能の強化等を図るため、新潟県消費者行政活性化基金の設置期間を延長することとしました。(附則第２項関係)

２　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第２号）

１　基金の設置期間の延長

地域における自殺対策を緊急に強化するため、新潟県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長することとしました。(附則第２項関係)

２　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県農業構造改革支援基金条例（新潟県条例第３号）

１　基金の設置

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資するとともに、農業構造の改革を進めるため、新潟県農業構造改革支援基金を設置することとしました。

２　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県港湾管理条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第４号）

１　港湾施設の使用に関する規定の整備

港湾運営会社の運営に係る港湾施設の使用について、不平等な取扱いをしてはならない旨の規定の整備を行うこととしました。(第４条関係)

２　施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成26年４月１日から施行することとしました。

条　　例

次に掲げる条例をここに公布する。

(1) 新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
(2) 新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
(3) 新潟県農業構造改革支援基金条例
(4) 新潟県港湾管理条例等の一部を改正する条例
(5) 新潟県入港料条例の一部を改正する条例
(6) 新潟県柏崎マリーナ条例の一部を改正する条例

平成26年３月２日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県条例第１号

新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

新潟県消費者行政活性化基金条例（平成21年新潟県条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
附　則 1　（略） 2　この条例は、平成27年12月31日限り、その効力を失う。 3　（略）	**附　則** 1　（略） 2　この条例は、平成26年12月31日限り、その効力を失う。 3　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第２号

新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
附　則 1　（略） 2　この条例は、平成27年12月31日限り、その効力を失う。 3　（略）	**附　則** 1　（略） 2　この条例は、平成26年12月31日限り、その効力を失う。 3　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第３号

新潟県農業構造改革支援基金条例

（設置）

第１条　農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資するとともに、農業構造の改革を進めるため、新潟県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。)を設置する。

（基金の額）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第３条　基金に属する現金は､金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

（繰替運用）

第４条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（収益金の処理）

第５条　基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

（処分）

第６条　基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第４号

新潟県港湾管理条例等の一部を改正する条例

（新潟県港湾管理条例の一部改正）

第１条　新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

港湾施設及びその使用の区分		使用料算定の基礎		国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾	
				新潟港	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
係留施設の岸壁、係船くい及び桟橋	輸出取引等に係る使用	係留時間が１時間以内の船舶　総トン数１トンにつき		１円56銭	１円56銭	１円56銭	１円27銭	51銭
		係留時間が１時間を超え12時間以内の船舶　総トン数１トンにつき		５円55銭	５円55銭	５円55銭	４円50銭	１円80銭
		係留時間が12時間を超える船舶	係留時間が24時間以内　総トン数１トンにつき	７円40銭	７円40銭	７円40銭	６円	２円40銭
			係留時間が24時間を超える場合　その超える12時間までごとに総トン数１トンにつき	３円70銭	３円70銭	３円70銭	３円	１円20銭
	その他の使用	係留時間が１時間以内の船舶　総トン数１トンにつき		１円68銭	１円68銭	１円68銭	１円37銭	55銭
		係留時間が１時間を超え12時間以内の船舶　総トン数１トンにつき		５円99銭	５円99銭	５円99銭	４円86銭	１円94銭
		係留時間が12時間を超える船舶	係留時間が24時間以内　総トン数１トンにつき	７円99銭	７円99銭	７円99銭	６円48銭	２円59銭
			係留時間が24時間を	４円	４円	４円	３円24銭	１円30銭

			超える場合　その超える12時間までごとに総トン数１トンにつき					
物揚場及び係船護岸	輸出取引等に係る使用	係船	総トン数300トン未満の船舶　１隻１日につき	370円	370円	370円	無料	無料
			総トン数300トン以上500トン未満の船舶　１隻１日につき	1,100円	1,100円	1,100円	無料	無料
			総トン数500トン以上の船舶　１隻１日につき	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	870円
		貨物	使用日数が貨物の積卸作業開始前２日以内又は完了後２日以内の場合	無料	無料	無料	無料	無料
			使用日数が貨物の積卸作業開始前３日以上９日以内又は完了後３日以上９日以内の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	４円	４円	４円	４円	１円30銭
			使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	５円94銭	５円94銭	５円94銭	５円94銭	１円94銭
	その他の使用	係船	総トン数300トン未満の船舶　１隻１日につき	400円	400円	400円	無料	無料

			総トン数300トン以上500トン未満の船舶　１隻１日につき	1,188円	1,188円	1,188円	無料	無料
			総トン数500トン以上の船舶　１隻１日につき	2,808円	2,808円	2,808円	2,808円	940円
		貨物	使用日数が貨物の積卸作業開始前２日以内又は完了後２日以内の場合	無料	無料	無料	無料	無料
			使用日数が貨物の積卸作業開始前３日以上９日以内又は完了後３日以上９日以内の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	４円	４円	４円	４円	１円30銭
			使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	５円94銭	５円94銭	５円94銭	５円94銭	１円94銭
荷さばき地		使用日数が貨物の積卸作業開始前２日以内又は完了後２日以内の場合		無料	無料	無料	無料	無料
		使用日数が貨物の積卸作業開始前３日以上９日以内又は完了後３日以上９日以内の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき		６円57銭	５円90銭	２円78銭	２円78銭	93銭
		使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上		13円12銭	11円79銭	５円55銭	５円55銭	１円85銭

	の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき									
待合所及び手荷物取扱所	一般		使用期間が15日以内の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	万代島旅客ターミナル 15円28銭	国際旅客ターミナル 14円75銭	25円５銭	両津港 12円55銭	小木港 15円60銭		
			使用期間が16日以上の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	万代島旅客ターミナル 22円93銭	国際旅客ターミナル 22円13銭	37円57銭	両津港 18円82銭	小木港 23円39銭		
	専用		使用面積１平方メートル１月につき	万代島旅客ターミナル459円	国際旅客ターミナル 443円	752円	両津港 377円	小木港 468円		
上屋及び倉庫	鉄筋造り又は鉄骨造り	くん蒸庫（１倉の収容容積が100立方メートルを超えるものに限	くん蒸に係る使用	くん蒸１倉１回につき	30,765円					
			その他の使用	１日につき	11,726円					

		る。)											
	その他の施設	一般	使用期間が15日以内の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	山の下上屋17円68銭	東港区14円９銭	その他のもの14円41銭	中央埠頭２号上屋　16円24銭	その他のもの14円16銭	両津港南埠頭貨物上屋10円	両津港その他のもの12円74銭	小木港18円９銭	姫川港　２円85銭	
			使用期間が16日以上の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	山の下上屋26円51銭	東港区21円８銭	その他のもの21円61銭	中央埠頭２号上屋　24円36銭	その他のもの21円24銭	両津港南埠頭貨物上屋15円	両津港その他のもの19円12銭	小木港27円14銭	姫川港　４円28銭	
		専用	使用面積１平方メートル１月につき	山の下上屋530円	東港区422円	その他のもの432円	中央埠頭２号上屋　487円	その他のもの　424円	両津港南埠頭貨物上屋300円	両津港その他のもの382円	小木港543円	姫川港　85円	
	その他の構造	一般	使用期間が15日以内の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	７円13銭									

				使用期間が16日以上の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	10円69銭				
			専用	使用面積１平方メートル１月につき	215円				
保管施設の野積場	コンテナターミナルにおけるコンテナ蔵置	20フィート換算によるコンテナ１個蔵置日数１日につき			53円				
	その他の使用	舗装	一般	使用期間が７日以内の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	３円28銭	２円95銭	１円39銭	１円39銭	46銭
				使用期間が８日以上の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日	４円92銭	４円43銭	２円８銭	２円８銭	70銭

				につき					
			専用	使用面積１平方メートル１月につき	98円	89円	42円	42円	14円
		未舗装	一般	使用期間が７日以内の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	２円26銭	２円４銭	80銭	80銭	35銭
				使用期間が８日以上の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	３円45銭	３円７銭	１円36銭	１円36銭	57銭
			専用	使用面積１平方メートル１月につき	68円	62円	24円	24円	11円
船舶給水施設	輸出取引等に係る使用	基本料金（執務時間内）		４月１日から11月30日まで　水量１トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額） 西港区 133円73銭 東港区 111円73銭	水道料金に111円73銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に111円73銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に111円73銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に111円73銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
				12月１日か	水道料金に次の額	水道料金に163円12銭を	水道料金に163円12銭を	水道料金に163円12	水道料金に163円12

			ら３月31日まで　水量１トンにつき	を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額） 西港区 185円12銭　東港区 163円12銭	加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
		加算料金（執務時間外）	水量１トンにつき	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額
	その他の使用	基本料金（執務時間内）	４月１日から11月30日まで　水量１トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額） 西港区 144円43銭　東港区 120円67銭	水道料金に120円67銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に120円67銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に120円67銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に120円67銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
			12月１日から３月31日まで　水量１トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額） 西港区 199円93銭　東港区 176円17銭	水道料金に176円17銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に176円17銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に176円17銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に176円17銭を加えて得た額（１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
		加算料金（執務時間外）	水量１トンにつき	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額
荷役機械		移動式タワークレーン	１基使用時間１時間につき		５号機 38,571円　６号機 64,800円			

	コンテナクレーン		１基使用時間１時間につき	70,971円	70,971円			
管理棟	使用面積１平方メートル１月につき			1,440円				
プレジャーボート施設の桟橋及び野積場	船舶の長さ１メートル１年につき			7,004円				
港湾施設用地	工作物を設置するもの		使用期間が１月未満の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	２円48銭	２円25銭	87銭	87銭	38銭
			使用期間が１月以上の場合　使用面積１平方メートル１月につき	72円	65円	25円	25円	12円
	工作物を設置しないもの	舗装	一般 使用期間が７日以内の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	３円28銭	２円95銭	１円39銭	１円39銭	46銭
			使用期間が８日以上の場合　使用面積１平方	４円92銭	４円43銭	２円８銭	２円８銭	70銭

				メートル使用日数１日につき					
			専用	使用面積１平方メートル１月につき	98円	89円	42円	42円	14円
		未舗装	一般	使用期間が７日以内の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	２円26銭	２円４銭	80銭	80銭	35銭
				使用期間が８日以上の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	３円45銭	３円７銭	１円36銭	１円36銭	57銭
			専用	使用面積１平方メートル１月につき	68円	62円	25円	25円	11円
	架空工作物又は地下工作物			使用期間が１月未満の場合　使用面積１平方メートル使用日数１日につき	１円24銭	１円12銭	44銭	44銭	19銭
				使用期間が	34円49銭	31円19銭	12円13銭	12円13銭	５円25銭

		１月以上の場合　使用面積１平方メートル１月につき					
	電柱又は電話柱	本柱、支柱又は支線１本１年につき	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	鉄塔	使用面積1.7平方メートル１年につき	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	ハンドホール又はマンホール	１個１年につき	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	埋設管又は架空管類	外径が0.15メートル未満のもの　長さ１メートル１年につき	92円	45円	45円	45円	45円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満　長さ１メートル１年につき	120円	60円	60円	60円	60円

		のもの						
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ１メートル１年につき	250円	120円	120円	120円	120円
		外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ１メートル１年につき	620円	300円	300円	300円	300円
		外径が1.0メートル以上のも	長さ１メートル１年につき	1,200円	600円	600円	600円	600円

		の					
	架空線	長さ１メートル１年につき	10円	５円	５円	５円	５円
	地下線	長さ１メートル１年につき	６円	３円	３円	３円	３円

備考

１　この表において「輸出取引等に係る使用」とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第２項第３号に規定する役務の提供に係る使用をいう。

２　この表において「専用」とは３月以上継続して施設を使用する場合をいい、「一般」とは専用以外の場合をいう。

３　この表において「くん蒸に係る使用」とは、くん蒸を目的とした使用であつて、貨物の入庫の日から当該貨物の出庫の日又は当該くん蒸に係る除毒若しくは排気が終了した日の翌日のいずれか早い日までのものをいう。

４　この表において「執務時間」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日に当たる日を除き、月曜日から金曜日までにあつては午前８時30分から午後５時まで、土曜日にあつては午前８時30分から午後零時30分までをいう。

５　１件の使用料が50円未満の場合は、50円とする。

６　第４条の規定により許可を受けた港湾施設の使用目的が当該施設本来の用途と異なる場合にあつては、その使用目的により、この表の港湾施設及びその使用の区分の欄に掲げる港湾施設のうちで用途が同一である港湾施設の使用料を徴収する。

７　使用料の算定方法については、規則で定める。

（新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成24年新潟県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（使用の許可等） **第４条**　（略） ２～４　（略） ５　第２項の港湾施設を借り受けた同項に規定する港湾運営会社は、何人に対しても当該港湾施設の使用に関し、不平等な取扱いをしてはならない。	（使用の許可等） **第４条**　（略） ２～４　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第５号

新潟県入港料条例の一部を改正する条例

新潟県入港料条例（昭和52年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（入港料の徴収） **第２条**　県は、その管理する港湾（法第33条第２項において準用する法第９条第１項の規定により公告された港湾区域をいう。以下同じ。）のうち別表に掲げる港湾に入港する船舶から、入港１回について総トン数１トンにつき２円に<u>16銭</u>を加算した料率（以下「基準料率」という。）による入港料を徴収する。ただし、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第２項第３号に規定する船舶に係る入港料の料率は、総トン数１トンにつき２円とし、内航船舶（国内輸送に従事する船舶をいう。）に係る入港料の料率は、基準料率を２分の１に減じた額とする。 ２　（略）	（入港料の徴収） **第２条**　県は、その管理する港湾（法第33条第２項において準用する法第９条第１項の規定により公告された港湾区域をいう。以下同じ。）のうち別表に掲げる港湾に入港する船舶から、入港１回について総トン数１トンにつき２円に<u>10銭</u>を加算した料率（以下「基準料率」という。）による入港料を徴収する。ただし、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第２項第３号に規定する船舶に係る入港料の料率は、総トン数１トンにつき２円とし、内航船舶（国内輸送に従事する船舶をいう。）に係る入港料の料率は、基準料率を２分の１に減じた額とする。 ２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２条第１項の規定は、この条例の施行の日以後における入港に係る入港料について適用し、同日前における入港に係る入港料については、なお従前の例による。

新潟県条例第６号

新潟県柏崎マリーナ条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎マリーナ条例（平成２年新潟県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第５条、第12条、第17条関係）

施設及び使用の区分				使用料算定の基礎	使用料
艇置場	ラック積み保管	上段	ディンギー	専用使用 １隻１年につき	県内　５万4,100円 県外　７万6,900円
		上段	和船(長さ５メートル未満の艇に限る。)		県内　７万7,000円 県外　11万1,400円
		下段			県内　９万9,900円 県外　14万5,600円
	平面保管	長さ５メートル未満の艇			県内　16万700円 県外　23万1,500円
		長さ５メートル以上６メートル未満の艇			県内　19万700円 県外　27万6,600円
		長さ６メートル以上７メートル未満の艇			県内　24万1,700円 県外　35万3,100円
		長さ７メートル以上８メートル未満の艇			県内　28万9,300円 県外　42万4,600円
		長さ８メートル以上９メートル未満の艇			県内　31万6,400円 県外　46万5,100円
		長さ９メートル以上10メートル未満の艇			県内　36万7,600円 県外　54万2,000円
係留施設	小型桟橋			一般使用 １隻１日につき	県内　1,880円 県外　2,830円
	大型桟橋			一般使用 １隻１日につき	県内　3,770円 県外　5,660円
				専用使用 １隻１年につき	県内　40万6,300円 県外　59万4,700円
船具ロッカー				１個１年につき	１万500円
更衣ロッカー	小型ロッカー			１個１日につき	210円
	大型ロッカー			１個１日につき	310円
給電施設				30分までごとに	320円
会議室				午前９時から正午まで　１回につき	2,100円
				午後１時から午後５時まで　１回につき	3,150円
				午前９時から午後５時まで　１回につき	4,190円
シャワー				使用１回につき	210円

備考

1　この表において「専用使用」とは４月１日から翌年の３月31日まで継続して施設を使用する場合をいい、「一般使用」とは専用使用以外の場合をいう。ただし、３月31日まで１月以上継続して施設を使用する場合は、専用使用とみなす。

2　この表において「県内」とは新潟県内に住所を有する者が使用する場合をいい、「県外」とは県内以外の場合をいう。

3　一般使用の場合において、使用時間が２時間未満の場合は、利用料金を徴収しない。

4　艇の長さの測定及び利用料金の算定方法については、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。